

# 長沼町 公園施設長寿命化計画

令和4年 3月

北海道長沼町都市整備課

## 1. 都市公園整備状況

(2022年2月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
13箇所	19.41ha	18.77㎡

## 2. 計画期間（西暦）〔2022年度～2031年度（10箇年）〕

### 3. 計画対象公園

#### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
9	2		1							1		13

#### ②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と設定する。

## 4. 計画対象公園施設

#### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
120	59	166	77	11	11	21

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
310		13	788

#### ②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（遊戯施設、公園施設等）を対象に、都市整備課による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。この日常点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

備考）経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

### ③選定理由

本町の公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が 7 箇所あり、約 7 割を占め、10 年後には全ての公園が 30 年以上に達する。  
対象公園施設としては、施設の劣化や破損により、重大な事故をもたらす恐れの高いものとし、遊戯施設、園路広場、修景施設、休養施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設を選定した。  
計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

### 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2021 年 7 月に実施した。

#### a. 一般施設

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（以下、「国交省指針」）に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は一般施設 788 施設のうち予防保全型管理の候補とした 137 施設について実施した。なお、事後保全型管理に分類される施設についても予備調査時に劣化度について確認しているため合わせて記載する。

#### b. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り 77 施設の点検を行った。

遊具に関しては毎年の点検により状態の悪い施設を修繕等で対応している。

#### c. 建築物

「建築物点検マニュアル・同解説」に準拠し、13 施設の点検を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設（698）	39	553	105	1	事後保全型含む
b. 遊具等（77）	9	37	25	6	
c. 建築物（13）	2	11	0	0	

備考）点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5.で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、施設種類及び施設の経過年数により設定した。

	緊急度判定		
	高	中	低
a.一般施設（698）	17	89	592
b.遊具等（77）	31	0	46
c.建築物（13）	0	0	13

備考）個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

## 7. 対策内容と実施時期

### ① 日常的な維持管理に関する基本的方針

適切な維持管理計画に基づいた「予防保全的管理」を実施していきます。

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、公園管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。

#### a.一般施設等、c.建築物

- ・ 日常点検で施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。

#### b.遊具等

- ・ 日常点検及び年 1 回実施する定期点検により施設の変状や異常が発見された場合は、補修や使用中止などの応急措置を必要に応じて行ったうえで対策を検討する。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置付けた上で措置を行う。

備考）公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

## ②公園施設の長寿命化のための基本方針

### 基本方針

- 安全で快適な公園及び公園施設整備により、公園利用者が安心できる都市公園を市民に提供する。
- 公園周辺の社会条件や地域住民のニーズに沿った効果的な補修・更新計画とする。
- 計画的な安全点検及び補修による「予防保全的管理」により、施設機能の向上や保持、さらにはライフサイクルコストの縮減をはかる。
- 健全度調査による総合判定と緊急度判定などを勘案し、効果的な補修・更新計画とする。
- 当該計画に基づく長寿命化計画を進めながら、公園施設の利用状況、劣化進捗度、財政状況などを勘案し、適宜見直しに努めるものとする。

### 1. 予防保全型に類型した施設

- 出来るだけ適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 対象となる一般施設
  - ・事後・予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえ、確定する。
  - ・日常点検及び健全度調査（適宜）を実施し、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- 遊戯施設
  - ・予防保全型管理とする。
  - ・日常点検及び年 1 回実施する定期点検により、施設の劣化及び損傷状況を把握する。
- 点検で施設の劣化や損傷を確認した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- 使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.4 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.8 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.2 倍を基本とするが、一部大小の関係が逆になるケースは補正した使用見込み期間を使用する。

### 2. 事後保全型に類型した施設

- 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で、公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- 日常点検で、施設の劣化や損傷を把握した場合、施設更新の検討を行う。
- 使用見込み期間は、処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2.0 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.0 倍を基本とするが、一部大小の関係が逆になるケースは補正した使用見込み期間を使用する。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等  
※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	214,286千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	64,218千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	150,068千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	21,429千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園の一般施設における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は、1,173千円である。

（「国交省指針」において、遊戯施設は、LCC縮減額がプラスマイナスに係わらず予防保全型管理を行うので、LCC縮減額は算出しない）

備考）ライフサイクルコストの縮減額等を記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2026年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の定期点検や健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園施設の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施していく予定。